

各区市民活動支援センター機能強化事業

業務説明資料

本説明資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件とするものではありません。

1 件名

各区市民活動支援センター機能強化事業に係る業務委託

2 履行期限

令和6年4月1日から令和7年3月31日

3 履行場所

本市市民局市民協働推進課（市庁舎）ほか

4 目的

本市では「区域の中間支援組織として、地域課題の解決や魅力ある地域づくりを目指し、市民公益活動と生涯学習を支援」するために、市内18区ごとに市民活動支援センターを設置しています。

多様化・複雑化・複合化する地域課題の解決等に向けては、企業や大学等の多様な主体との協働や、地域活動団体・個人がつながることによる「協働による地域づくり」を目指して市民活動支援センターは今後より一層その中間支援機能を発揮する必要があります。

市民活動支援センターの運営については「市民活動支援センター事業展開ガイドライン」を策定しているものの、本来果たすべき役割を担うためには、より具体的なアクションプラン等の策定が不可欠と考えています。

そこで、各区市民活動支援センターの中間支援機能強化のために「各区市民活動支援センターのアクションプラン及び新たな成果指標（KPI）策定に向けたプロジェクト運営」、「市民活動支援センターに向けた新たな研修計画（案）策定支援」に関する業務を委託するものです。あわせて、本プロジェクトの実施過程を通じて、各区市民活動支援センター職員のマインドセット・スキルアップをはかります。

【参考】各区市民活動支援センターの運営状況

令和5年度現在、12区は本市直営で運営しており、6区では委託事業者が協働契約により運営しています。直営による運営体制は所管課の課長、係長、担当職員その他、会計年任用職員4名を基準としています。会計年度任用職員の人数は区ごとに異なります。

5 業務内容等

- (1) 各区市民活動支援センターのアクションプラン及び新たな成果指標（KPI）策定に向けたプロジェクト運営

複数のモデル区（3区～4区程度・1区あたりの参加者は3名程度を想定）の職員を対象とした各区

市民活動支援センターのアクションプラン及び新たな成果指標（KPI）の策定に関するプロジェクト（※）の企画・伴走支援・資料作成及び議事録作成等、プロジェクト運営上必要な業務。

※プロジェクトはモデル区全体で実施することを想定しています。

（2）「市民活動支援センターに向けた新たな研修計画（案）」策定支援

市民局市民協働推進課と協議しながら市民協働推進課が各区市民活動支援センターに対して実施する「市民活動支援センターの新たな研修計画」を策定します。

（3）成果物（簡易製本にて1部のほか電子データにより納品）

ア 各区市民活動支援センターのアクションプラン及び新たな成果指標（KPI）

各区市民活動支援センターが果たすべき役割や目指す姿を実現するための手順やプロセスについて、タスクレベルにまで具体化・具現化したものであり、いつ、だれが、どのように行動するのかを示した行動計画及び成果指標。

イ 「市民活動支援センターに向けた新たな研修計画（案）」

※アはプロジェクトを通じて策定、イは市民局市民協働推進課と協議しながら策定することを想定しています。